消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 27 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　１件
（うち電気シェーバー１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　10 件
（うちスピーカー（充電式）２件、電気洗濯機１件、ライター（点火棒）１件、バッテリー（リチウムイオン、スマートフォン用）１件、タブレット端末１件、リチウム電池内蔵充電器２件、電気湯沸器１件、
ポータブル電源（リチウムイオン）１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用ＵＳＢケーブル（「電気シェーバー」として公表）について

（管理番号：A202600949）

①事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：7120001235592）が製造した電気シェーバーに他社製のＵＳＢケーブルを接続して充電中、当該製品とＵＳＢケーブルとの接続部を溶融する火災が発生し、1名が火傷を負いました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のＵＳＢソケットとＵＳＢケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電気的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和７年）５月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付ＵＳＢケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～ 240509	2023年7月1日 ～ 2024年5月9日	94,747
	ES-PV3A			90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～ 240731	2023年3月1日 ～ 2024年7月31日	56,542
	ES-RT1AU			132,622

2025年（令和７年）5月21日からリコール（無償交換）を実施
交換率：28.9%（2026年11月25日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第１項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第１項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	3	火災
2025年度	22	火災
2024年度	0	―
2023年度	0	―

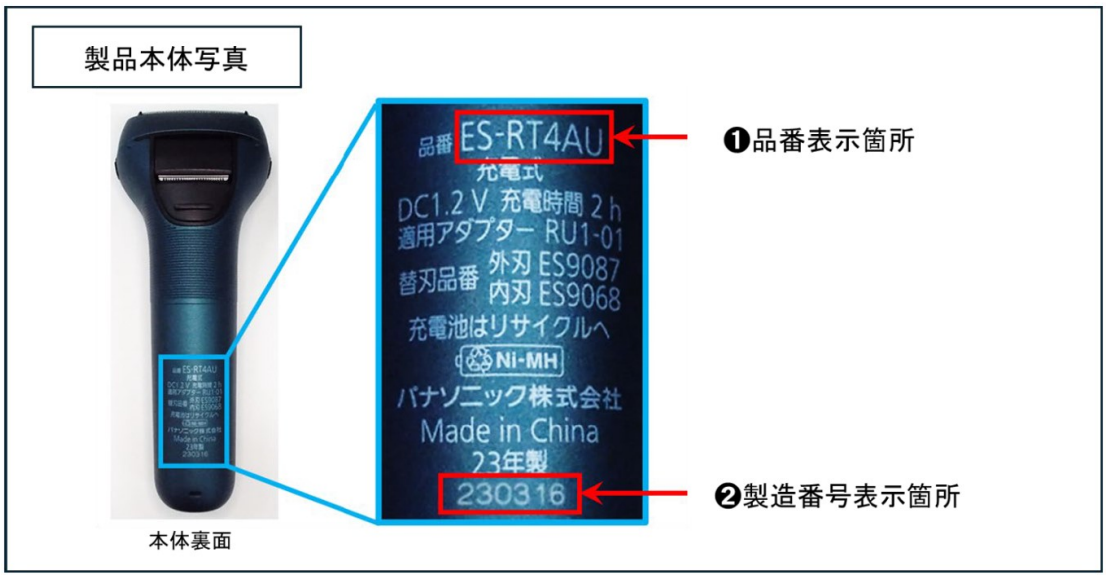
※当該事故（管理番号：A202600949）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞

ラムダッシュ　パームイン



エントリーシェーバー３枚刃



＜交換部品＞
同梱のＵＳＢケーブルを、無償で過熱保護機能付ＵＳＢケーブルに交換します。
※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付ＵＳＢケーブルには、Type-C 側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー３枚刃



④使用者への注意喚起
対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付ＵＳＢケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載のとおり、ＵＳＢソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】
受 付 時 間：９時 ～ 17 時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）
電 話 番 号：0120-870-070
ｵﾝﾗｲﾝ受付ﾌｫｰﾑ：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/
※24 時間受付可能
ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室
担　当：日野、松本、中谷
電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600949	令和8年11月6日	令和8年11月24日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災 軽傷1名	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生し、1名が火傷を負った。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電気的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施（特記事項を参照） 交換率：28.9%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600950	令和8年10月14日	令和8年11月24日	スピーカー（充電式）	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和8年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月11日
A202600951	令和8年11月11日	令和8年11月24日	電気洗濯機	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600952	令和8年11月4日	令和8年11月24日	ライター（点火棒）	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年11月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600953	令和8年11月 ※不明	令和8年11月25日	バッテリー（リチウムイオン、スマートフォン用）	火災	当該製品で携帯電話機（スマートフォン）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202600954	令和8年10月11日	令和8年11月25日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月17日
A202600955	令和8年10月25日	令和8年11月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月8日
A202600956	令和8年11月2日	令和8年11月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600957	令和8年10月23日	令和8年11月25日	スピーカー（充電式）	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年11月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月12日
A202600958	令和8年10月24日	令和8年11月25日	電気湯沸器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和8年11月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月19日
A202600959	令和8年10月19日	令和8年11月25日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月25日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし